

平成28年12月16日（金） 於・特許庁庁舎16階特別会議室

産業構造審議会 知的財産分科会

平成28年度第1回審査品質管理小委員会

議 事 録

## 目 次

### 目 次

#### １．日時・場所

日時：平成２８年１２月２６日（金） １０時００分から１２時００分

場所：特許庁庁舎１６階 特別会議室

#### ２．出席委員

相澤委員長、浅見委員、飯村委員、井上委員、小原委員、古城委員、近藤委員、  
中條委員、本多委員、渡邊委員

#### ３．議事次第

|                               |    |
|-------------------------------|----|
| 開 会 .....                     | 1  |
| 委員紹介 .....                    | 1  |
| 委員長挨拶 .....                   | 2  |
| 小委員会成立宣言・配付資料の確認 .....        | 3  |
| 品質管理に関する取組の実施状況について           |    |
| （１）質疑 .....                   | 4  |
| 特許庁長官挨拶 .....                 | 5  |
| 品質管理に関する取組の実施状況について           |    |
| （１）質疑（続） .....                | 6  |
| 評価項目・評価基準に基づく中間評価について         |    |
| （１）資料説明 .....                 | 7  |
| （２）討議 .....                   | 7  |
| 中間評価に基づく実施体制・実施状況に対する改善提言について |    |
| （１）資料説明 .....                 | 21 |
| （２）討議 .....                   | 25 |
| 今後のスケジュールについて .....           | 39 |
| 閉 会 .....                     | 39 |

## 開 会

○高岡品質管理室長 定刻になりましたので、ただいまから産業構造審議会知的財産分科会平成 28 年度第 1 回審査品質管理小委員会を開催いたします。

調整課品質管理室長の高岡です。

本日は、御多忙の中御出席いただきまして、まことにありがとうございます。特許庁には、特許、意匠、商標のそれぞれに品質管理を担当する部署がありますが、今回の委員会では当方が取りまとめをいたします。よろしくお願いいたします。

設置されてから 3 年目となる本小委員会ではありますが、一昨年度の本小委員会にて、特許庁の品質管理の実施体制、実施状況等に対していただいた評価及び改善提言が、昨年度の本委員会での検証、評価を通じて特許庁内部の品質管理の取り組みに反映されたことが確認されております。

特許庁では、昨年度の本小委員会でもいただいた評価及び改善提言を踏まえて、審査の質の維持、向上に取り組んでいるところでありますが、本年度も評価改善提言をいただき、特許庁の品質管理の実施体制の充実、ひいては審査の質の継続的改善に向けて、引き続き委員の皆様の御知見を賜りたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

## 委 員 紹 介

○高岡品質管理室長 初めに、本小委員会の委員について御紹介させていただきます。本年度より新たに委員になられた方が 4 名いらっしゃいます。

まず、日刊工業新聞社編集局経済部長・井上渉委員です。

○井上委員 井上でございます。よろしくお願いいたします。

○高岡品質管理室長 次に、日本知的財産協会理事長・近藤健治委員です。

○近藤委員 近藤でございます。よろしくお願いいたします。

○高岡品質管理室長 次に、本多国際特許事務所弁理士・本多敬子委員です。

○本多委員 本多でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○高岡品質管理室長 最後に、渡邊知子国際特許事務所弁理士・渡邊知子委員です。

○渡邊委員 渡邊でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○高岡品質管理室長 そして、東京理科大学大学院イノベーション研究科教授・浅見節子

委員、ユアサハラ法律特許事務所弁護士・飯村敏明委員、伊東国際特許事務所弁理士・小原寿美子委員、桜坂法律事務所弁理士・古城春実委員、日本国際知的財産保護協会会長・長澤健一委員、日本品質管理学会顧問中央大学教授・中條武志委員におかれましては、引き続き、本委員の委員をお引き受けいただいております。よろしくお願いいたします。

なお、長澤委員が御欠席でございますが、代理として高尾様に御出席いただいております。

また、委員長につきましては、一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授の相澤英孝委員長をお願いしております。

#### 委員長挨拶

○高岡品質管理室長 相澤委員長に一言御挨拶をいただき、これより先の議事の進行をお願いいたします。

○相澤委員長 おはようございます、相澤です。暮れのお忙しいなか、特許庁における適切な審査の促進のためにお集まりいただきまして、ありがとうございます。特許庁における審査の品質の維持・向上は、内閣における重要政策であります第四次産業革命を含めました産業革新のために、その基礎的制度となるべき産業財産権制度においての重要な課題の一つです。

本小委員会では、平成 26 年度より、特許庁における審査に関し、審査品質の管理体制、適切な品質管理の実施などにつきまして、特許庁の報告をもとに検証、評価を行い、改善に向けた提言を行ってきました。昨年度も本委員会を開催しましたが、本委員会における議論が特許庁の取り組みに反映され、議論が有益であったと思います。

今年度第 1 回目となります本日の委員会では、今年度における特許庁における審査品質の実施体制、実施状況について中間評価を行うとともに、皆様方からいただきました改善提言につきましても議論をしていきたいと思っております。

本日の会議に先立ちまして、各委員には既に評価を提出していただいておりますので、それを基礎といたしまして議論を進めていきたいと思っております。

3 年目の開催になりますが、委員の皆様におかれましては、特許庁の品質管理のさらなる向上に向けて、活発な御議論をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、議題について紹介させていただきます。本日は、平成 28 年度の審査品質管理

に関する取り組み状況について質疑を行った後、審査品質体制の実施体制、実施状況に関する中間評価、中間評価に基づく改善提言の順で議論をいただきたいと思います。

#### 小委員会定足数確認・配付資料の確認

○相澤委員長 事務局から定足数、配付資料等の確認をお願いいたします。

○高岡品質管理室長 まず、定足数を確認させていただきます。議決権を有する 11 名の委員のうち、本日は過半数の 10 名の御出席をいただいておりますので、産業構造審議法令第 9 条に基づき、本日の小委員会は成立となります。

次に、資料の確認をさせていただきます。経済産業省では、平成 26 年 4 月以降に開催する審議会及び分科会につきまして、議題の性質上、紙の配付が適切な資料を除き、配付資料を電子媒体で行うこととしております。そこで、審査品質管理小委員会におきましても、資料のペーパーレス化を実施させていただいております。

お手元の「資料配付方法につきまして」の 1 枚紙に記載のとおり、資料がタブレットに格納されております。参照する必要性から、参考資料 1 の評価基準及び評価項目と、席上配付資料 3 の、各委員による中間評価結果につきましては、紙で配付をさせていただいております。御確認ください。

本日は、座席表、議事次第、配付資料一覧、委員名簿のほか、資料 1 から 5 と、参考資料 1 から 3 を用いて御説明させていただきます。

まず、資料 1 は、改善提言に基づく平成 28 年度の審査の品質管理における取り組み状況、特許、意匠、商標がそれぞれ記載されております。資料 2 は、評価項目 から の実績と現況等。これは特許についてのものです。資料 3 は意匠についてのもの。資料 4 は商標についてのものです。資料 5 は、中間評価に基づく審査品質管理の実施体制に関する改善提言。

そして、参考資料 1 は、紙での配付となっておりますが、評価項目及び評価基準。参考資料 2 は、審査の品質管理において取り組むべき事項（平成 28 年度）がタブレットに格納されております。参考資料 3 は、品質マニュアル（特許、意匠、商標）がそれぞれタブレットに格納されております。

なお、品質ポリシーにつきましては、特許、意匠、商標とも変更はありません。参考資料 3 のマニュアル中に掲載があります。

さらに、各委員には席上配付資料 1 から 3 も配付しておりますので、あわせて御確認ください。

まず、席上配付資料 1、こちらはタブレットにありますが、ユーザー評価調査の速報値。そして、席上配付資料 2、こちらもタブレットですが、品質管理指標が格納されてます。席上配付資料 3 は紙での配付となっておりますが、こちらは各委員の皆様によります中間評価結果集約表と個別評価票が入っております。

続きまして、本小委員会の公開であります。従前どおり一般の方々の傍聴を認めることとし、特段の事情がある場合を除き、議事録と配付資料を特許庁のホームページにおいて公開したいと存じます。

また、議事録に関しましては、委員の皆様方に後日内容を御確認いただきたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

あと 1 点、お願いがあります。御発言なさる際には、お手元のマイクのスイッチをお入れいただき、委員長から指名されましたらマイクを近づけて御発言いただきますようお願いいたします。

○相澤委員長 ありがとうございます。

## 品質管理に関する取組の実施状況について

### ( 1 ) 質疑

○相澤委員長 それでは、議事に入らせていただきます。最初の議題は、「品質管理に関する取組の実施状況」に関する質疑です。まず、資料について事務局から説明をお願いします。

○高岡品質管理室長 それでは、資料の説明にまいります。委員の皆様には、既に資料に基づいて評価していただいておりますので、簡単な紹介とさせていただきます。

まず、資料 1 につきましてですが、こちらのバックグラウンドを御説明いたしますと、昨年度の本小委員会の改善提言を受けまして行っている取り組み、あるいは特許庁で課題について総合的な分析を行いました結果、取り組むべき事項と考えたものを、今年 4 月に審査の品質管理において取り組むべき事項（平成 28 年度）という具体的な取り組みとして決めました。

資料 1 では、この取り組むべき事項として定めた項目に対して、具体的にどのようなこ

とを実施して、どのような結果が得られたのかをまとめた内容となっております。

次に、資料２以降であります。資料２は特許についての品質管理に関する報告であります。委員の皆様から御評価いただく項目は 11 項目ありますが、資料２では各 11 項目につきまして、特許ではどのような取り組みが行われているかの詳細を報告したものとなっております。

同様に、資料３では意匠についての報告。

資料４では商標についての報告をさせていただいております。

#### 特許庁長官挨拶

○高岡品質管理室長 それでは、ただいま長官の小宮が見えましたので、挨拶をさせていただきたいと思います。

○相澤委員長 小宮長官、お願いいたします。

○小宮長官 御案内のように、今、ＩｏＴですとかビッグデータ、それからＡＩに代表される第四次産業革命が急速に進展している状況であります。そうしますと当然のことながら、新たな技術やサービスを適切に保護することが求められるわけでございます。特に、特許に係る知財マネジメントの現場におきましては、技術の複合化、それからモノ同士がＩｏＴの世界ではどうしても連結しますので、これに伴ってステークホルダーや応用産業分野の多様化が生じるわけでございます。

加えて、意匠の分野におきましては、御案内のように、近年、主要国のハーグ協定加盟によりまして出願戦略が多様化しているわけでございますし、商標の分野では、新しいタイプの商標が保護対象となったことによりまして、ブランド戦略も多様化しているわけでございます。

したがって、ビジネスにおける予見性を高めて紛争の発生を未然に防止をする観点から、審査官の間におきます判断基準の均質化といった審査の質の向上に対する制度ユーザーの期待は一層強まっていると認識しております。

一方、ビジネス展開や発明自身のグローバル化によりまして、我が国のみならず各国の知財庁におきましても、審査の質の維持、向上は喫緊の課題でございます。特許分野における五大特許庁会合（ＩＰ５）、意匠分野のＩＤ５、商標分野のＴＭ５、それぞれにおきましても品質は主要な議題の一つとなっているところであります。

こういった流れの中で、特許庁では平成 26 年に本小委員会の立ち上げをいたしまして、いただきました御指摘や改善提案を、審査の質の向上の取り組みに反映してきたところでございます。

その結果、ユーザー評価調査でのユーザー満足度が年々向上するとともに、企業の皆様との意見交換の中でも、日本の審査の質の高さを評価する声をいただいているところでございます。これも委員の皆様方の御尽力のおかげと感謝を申し上げます。

品質管理におきましては、組織トップのコミットメントが重要であると認識しております。相澤委員長を初め、委員の皆様方の御知見を拝借しつつ、世界のユーザーから信頼される審査結果を提供できるよう努めてまいりたいと思います。よろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

○相澤委員長 ありがとうございました。

#### 品質管理に関する取組の実施状況について

##### ( 1 ) 質疑 ( 続 )

○相澤委員長 議事を進めたいと思います。

○高岡品質管理室長 それでは、資料の先ほどの説明の補足になりますが、委員の皆様には、本委員会の開催を前にいたしまして、審査業務及び品質管理業務につきましての庁内御視察の御希望を確認いたしまして、御希望のありました委員に御視察いただいております。

以上です。

○相澤委員長 ありがとうございました。

各委員には、事務局から送付された資料に基づきまして、あらかじめ評価していただいております。審査品質に関する取り組みの実施状況について、不明な点について御質問があればいただきたいと思います。

評価及び改善状況につきましては、後で議論したいと思います。資料や説明に関する質問等はございますか。

よろしいですか。

#### 評価項目・評価基準に基づく中間評価について

## ( 1 ) 資料説明

○相澤委員長 それでは、次へ進みたいと思います。

議題の2つ目、評価項目・評価基準に基づく中間評価について御議論をいただきたいと思います。資料について、事務局から説明をお願いします。

○高岡品質管理室長 評価項目・評価基準に基づく中間評価であります。まず、参考資料1をごらんください。参考資料1は一昨年度に委員の皆様から策定していただいた評価項目及び評価基準になっております。

次に、席上配付資料3にて、委員の皆様それぞれからいただいた評価の結果を取りまとめさせていただいております。こちらは御欠席の長澤委員からの評価も頂戴しております。

特許につきましては、まず項目 から につきましては、過半数の委員の方から極めて良好との評価をいただき、項目 から につきましては、過半数の委員から良好との評価をいただいております。

意匠、商標につきましては、項目 の審査実施体制につきまして、過半数の委員からおむね達成との評価となっておりますが、そのほかはおおむね特許と同様の傾向となっております。

取りまとめた評価の結果とともに、さらに委員の皆様から個別にいただきました評価表につきましても、五十音順で特許、意匠、商標のそれぞれの評価順を並べております。こちらの評価表もごらんいただきながら、審議を進めていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○相澤委員長 長澤委員の資料について、説明はいただかなくてよろしいですか。後にしますか。

○高岡品質管理室長 後ほどで。

○相澤委員長 わかりました。

## ( 2 ) 討議

○相澤委員長 それでは、各委員から評価の結果につきまして、提出いただいた評価と異なることも含めて、説明をいただきたいと思います。

改善提言につきましては次の議題としたいと思いますので、評価につきまして発言をい

ただきたいと思います。

浅見委員からお願いできますか。

○浅見委員 改善提言も多少入っていますが、よろしいでしょうか。

○相澤委員長 議題としては分けておりますが、適宜、お願いします。

○浅見委員 この委員会の委員を最初からやらせていただいて今年で3年目ですが、2年前に比べますと、品質管理体制が非常に充実してきており、品質管理の手法も進歩していると感じております。ユーザーアンケートの結果を見ましても、それが反映していると思います。

審査の早さの目標が達成され、質の向上に向けて積極的に取り組まれているということがよく理解できました。改善提案も含めてお話しいたしますが、審査の質を評価するに際し、審査の結果を評価している者によるフィードバックが重要だと考えております。

審査の結果を評価している者は大きく三つあると考えており、一つ目は、出願人、代理人で、審査の結果を受けている者による評価です。これについては、毎年ユーザーアンケートを実施し、その結果も公表しているのですが、それに加えて重要なことは、出願人、代理人は、個別の案件について日々対応しており、それ自体が評価になっていると考えております。

また、自分が出願する側だけではなくて、第三者として、例えば情報提供をするとか、異議申立てをするといった形を含めて、特許庁の審査の結果を評価していると考えております。

二つ目の評価者は、審判による評価を考えております。審査官がした拒絶査定については拒絶査定不服審判で、特許査定に関しては、第三者が何かを言ってきた場合の異議申立てや無効審判になるわけですが、これについて審判で、審査の結果を評価していると考えております。

三つ目として、外国特許庁が日本の審査を評価していると考えております。

とりわけ、特許におきましては特許審査ハイウェイ（PPH）において、日本で特許になった案件について、外国の特許庁でもう一回審査をしているので、日本での審査の結果が評価されていると見ることができると思います。

また、PCTにおきましては、日本で作成された国際調査報告を参照して外国の特許庁で審査がなされているので、これも日本のサーチや審査を評価しているといえると思います。

要望になりますが、ユーザーアンケートはもちろん重要ですが、どうしても一般的な質問に対しての一般的な答えとなってしまうので、今申し上げたような多角的な評価を特許庁で分析していただいて、できればそれをまとめて公表して、その上でこの委員会を含めてユーザーの方々と意見交換をしていただき、日本のサーチや審査のどの部分に足りないところがあって、それを改善すべきなのかということを検討すれば、効果的に質を高められるのではないかと考えております。

以上です。

○相澤委員長 ありがとうございます。

それでは、飯村委員、お願いします。

○飯村委員 私は、仕事の関係というようなことで、多くのアウトプットに接していない、ごくわずかなアウトプットにしか接していないので、実証的な意見を述べることはできません。その上で、ごく簡単な感想だけを申し述べたいと思います。

私が関与するものに関しては、仕事の過程で問題があるのかどうかということで接することが多いと思います。一昔前と比べますと、短い内容であっても、それから結果であっても、必ず何か先例があり、根拠がありということが示唆されているということ。それから、それが、いろいろな見解があったとしても合理的な根拠へ基づいているということが裏づけられていますので、引き続きというか、総合情報に接する、第一次的な情報に接する機会とか、内部のコミュニケーションがすごく図られているんだなという推測をしております。

実証的ということではないし、全体に対する傾向でもございませんが、最近の実情に照らしてそういう印象を持っておりましたので、中間評価に関してもそのようなことを前提にして書かせていただきました。

以上でございます。

○相澤委員長 ありがとうございます。

井上委員、お願いします。

○井上委員 ありがとうございます。一言だけ感想を述べさせていただきます。

ユーザーアンケートの結果については、改善が進んでいると。これは事実として評価したいし評価すべきだと思っております。あと、全体として質へのこだわりが高まっていることは高く評価していいし、これは今後も継続していただきたいと思っております。

あと、項目 の情報発信ですが、私、個人的な話で申しわけないんですが、7、8年前、

特許庁に一記者として取材させていただいた経験がございまして、そのときに比べて非常に改善してというか、例えばハンドブックについても表現等々非常にわかりやすくなってきたという感じがしております。これもそのまま継続していただきたいと思います。

あと、これは要望というか課題になるかもしれませんが、ばらつきを均一化して質を担保することは、多分我が国だけの固有の問題ではないと思っております。いかに欧米ですとかこれからのアジア、世界に共通する課題に対して、日本が早くばらつきをなくして均一を担保するという仕組みをつくってスタンダード化して、これを世界に広めていっていただきたい。

これは要望でございます。以上でございます。

○相澤委員長 ありがとうございます。

小原委員、お願いします。

○小原委員 私は特許事務所の勤務弁理士でございます。まず、これまでの貴庁の審査品質向上のための体質強化、国内外への情報発信について、さまざまな取り組み大変感謝しております。

私は主に特許に関する実務家でございます。日々の業務の中で審査の品質が向上していることを肌で感じております。

例えば、拒絶理由通知においては拒絶の論理構成及び、根拠箇所の明確化をばらつきなく行っていており、代理人としても対応がより容易になっております。電話で審査官にコンタクトした場合にも、非常に丁寧に対応して下さいます。そういう日々の業務において、審査の質の向上を感じております。

以上から、今回の評価では、審査の実施体制の項目以外の項目について、極めて良好または良好とさせていただいております。

特に、特許に関しては審査ハンドブックの改定をしていただきまして、プロダクト・バイ・プロセス・クレームの審査手順が明確になったことや、IoT関連の技術の事例を明確に具体的に示していただいたこと、先ほどの小宮長官もおっしゃられました審査の予見性を高めていただいたことに対して、大変感謝しております。

また、意匠に関しては、企画調整官という新たな審査管理業務を行う方が任命されて体制が整えられたこと、それから国際意匠登録出願に関し、全案件を協議対象としていただいていることなど、大変ありがたいと思っております。

また、商標に関しては、新しいタイプの商標に関する専任の審査チームにより審査体制

の強化が図られていること、大変ありがたいと思っております。今後もよろしくお願いしたいと思います。

そして、先ほど申し上げたおおむね達成とさせていただいた審査実施体制については、例えば特許について言えば、国内への特許出願件数は減少しておりますが、審査請求件数は横ばいということで、今後の状況を見計らうことは必要でございますが、諸外国と比べても審査官一人当たりの審査の負担が大きいことも否めないため、世界最速かつ世界最高品質の審査に必要な審査官数の確保をお願いしたいと思っております。

以上です。

○相澤委員長 ありがとうございます。

古城委員、お願いします。

○古城委員 古城でございます。

私もこれでちょうど3回目のこの会合の出席になりまして、その間、この3年間を振り返ってみて、1回目に比べて2回目、2回目に比べて3回目ということで、年々品質管理体制が充実している。しかも、それが毎年課題が出されるとそれに対する何らかの方策を講じるということで、一つのサイクルとして品質管理体制が動いているなということは非常に感じます。そういう意味で、審査の実体的な面ということに関して言えば、この間の御庁の努力の成果は非常によくあらわれているのではないかと感じております。

ただ、今回、1点だけ意見を付け加えさせていただきました。それは、個人的な経験もあるんですが、特許庁では審査のばらつきをなくすとか、審査の基準を明確にするとかいう形での実体面については非常によくケアをされているという感じはしているんですが、品質管理というところにもう一つ、出願人の手続的な権利の保障というか、そういう観点からする評価も少しは入れていただきたいなと思っております。

なぜそんなことを申し上げるかということ、結局、審査に対する結果は意見聴取とかいう形でフィードバックするのも一つの方法だと思うんですが、その審査の流れの実質的な過程の中で、特に審査基準に、このときは意見を聞けと書いていないとか、法律上、必ず意見を聞かなきゃいけないということが書いていない場合であっても、どちらにしようかなと迷うときには、意見を聞いてみようというふうな風土があったほうがいいのではないかとちょっと感じておりまして、そのような観点から、ちょっと表現がきつくなっただんですが、意見を書かせていただきました。

これは改善提言といっても、具体的に何をしろということではなくて、評価の視点にそ

ういうことをちょっと入れていただきたいなという希望でございます。その点を除けば、今の品質管理の体制は年々向上していると考えております。

以上です。ありがとうございました。

○相澤委員長　ありがとうございました。

近藤委員、お願いします。

○近藤委員　近藤でございます。

コメントですが、概してというか、全般を見ると非常にきっちりとした管理体制が敷かれているなと思います。私は今年から委員を任されているんですが、ここの委員になるまでは、ここまでやっているということは知らなかったです。そういった意味で、今回、資料で、あとは説明をお伺いして非常にしっかりやっているなど。その結果として、私個人的な感覚としても、特許の質はグローバルに見てもピカイチじゃないかなと思っています。

一つあえて申し上げますと、ここの中の評価にも絡んでいるんですが、海外のユーザーへの発信をもう少しやっていただいたほうが、より日本に出願がふえるとか、日本を見習ってほしいというムーブメント。特許庁の間だったりとか、プロの間ではそういう意見が出て、海外の企業の方とかにどうアクセスするかという問題があるんですが、そこにこんなにいい取り組みをして、質もこんなにいいんだというのが行き渡るような施策があればなと思いました。

以上でございます。

○相澤委員長　ありがとうございました。

それでは、長澤委員の代理で、高尾さん、お願いします。

○長澤委員代理（高尾）　高尾でございます。

A I P P I という立場で参っておりますが、実際、私どもは数多くの出願をしている出願人の立場ということで、その立場から今回評価をさせていただきました。弊社は御庁を初めとして、各 U S P T O、E P O、S I P O、K I P O に対して、相応の出願をしております。五庁における数多くの審査官との拒絶理由のやりとりの中で、おおむねの評価といたしましては、この中間結果評価に書いておりますように、体制取り組みについては基本的には「極めて良好」、または「良好」であると感じているところであります。

特に、私たちの世代は 20 年程前に多くの審査実務を担当しておりましたが、20 年前と比べると、今の審査につきましては質も非常に高くなっておりますし、ユーザーフレンドリーになっていると感じております。それはグローバルに見ましても遜色がなく、むしろ極

めて高いポジションにあるのではないかと考えています。

特に、先ほど小宮長官もおっしゃっておられましたが、審査の質が他庁と比べてレファレンスになるというのが、非常に大事であろうかと考えています。要は、ＪＰＯが行った審査結果がグローバルスタンダードになるというところに近づいているのではないかなと考えています。ここで余り言い過ぎると、この後の改善のほうになってしまいますので、少しだけ申し上げておきますと、審査官の意識は非常にすばらしいと考えていまして、これ以上質を高めるとすれば、まずは審査する人の負荷を適切な負荷にする。平たく言えば、もう少し要員を増やすべきところがあるため、審査官の増員を図っていただいたほうがいいのではないかなと思うところが１点目でございます。

２点目として、いろんな審査のツールについて、先ほども御紹介にありましたが、審査実務をしておるところを見学させていただきまして、その審査ツールなども拝見いたしまして、非常に優れたものが用意されているという実感を受けました。ただ、まだほかの庁と比べてももう少しＩＴを使われたほうがいいかなと思うようなところもありまして、そういうところは体制や取り組み等とは別の意味で、効率面において改善していただければさらにすばらしい審査品質を担保できるのではないかなと考えております。

このため、中間評価につきましては余り申し上げるところはなく、幾つかの改善をこの後もう少し具体的に申し上げたいなと考えております。

以上でございます。

○相澤委員長　ありがとうございました。

中條委員、お願いします。

○中條委員　席上配付資料３に評価の結果が示されています。３回評価させていただいて、だんだんよくなっているということは言えると思います。まだいろいろやるべきことは残っていますが、着実に動いているという意味では、非常に良い方向に進んでいると思います。

見ていただくとわかりますが、特許と意匠と商標を比較していただくと若干違う評価を幾つかつけております。１つは、意匠の手続の明確性についておおむね達成とつけさせていただきました。これは実際の手続を幾つか見せていただいたとき、改訂されていることが大事になるのですが、その改訂が他と比べて不十分という意味でつけさせていただきました。

それから、同じく意匠ですが、品質管理体制について、おおむね達成ということにさせ

ていただきました。ほかが良好なのにここだけおおむね達成になっているのはなぜだと言われそうですが、これは結果の評価を、ユーザーアンケートの結果だとかパフォーマンスの評価とか、いろんなものを見せていただいたときに、特許とか商標は確実にレベルアップしていることが読み取れるのですが、意匠の向上度合いが若干鈍い、活動についてもう少し見直すべきところがあるのではないかという意味でつけさせていただきました。

意匠ばかりで悪いのですが、検証のための取り組みというところもおおむね達成となっています。これは検証ということを考えると、見逃しているものをちゃんとタイプ分けをして、各々のタイプに対するゲートをちゃんとつくることが大事なのですが、他と比べるとそういう取り組みが少し弱いかなということにつけさせていただきました。

反対に、商標の分析・課題の抽出のところでは、極めて良好と、ここだけ高い評価をつけさせていただきました。これは、他と比べるとかなりきっちり分析結果の掘り下げを行われて、今後取り組むべき問題・課題の明確化を行っておられ、将来的には非常に伸びる可能性が高いという意味で、こういう評価をさせていただきました。

以上でございます。

○相澤委員長 ありがとうございます。

本多委員、お願いします。

○本多委員 私、このたび新任で委員をさせていただきます。まず初めにお話を伺いまして、品質管理につきまして、御庁の中で体制が大変充実していることに大変感銘を受けました。ただ、残念ながら、こちらの品質管理につきましての体制の充実ぶりが余り外にアピールされていないのではないかと感じております。

私も、E P O・U S P T Oの方とお話しするような機会がございます。そういった場合に、必ず品質管理についてこのような体制をとっていますということで、かなりの時間を割いて説明をいただくことがございます。ぜひ御庁、日本の外のみならず日本の代理人、その他出願人に対しましてもこのような体制をとっていらっしゃるということを積極的にアピールしていただきたいと思います。もちろん、ホームページなどでかなり充実した情報発信はされているということを拝見いたしました。こちらから積極的にホームページにたどり着いて見に行くということは知らない者はなかなかできないと思いますので、できましたら機会を捉えて、積極的に発信していただければと思っております。

また、ユーザーのアンケートにつきましても、年々対象を広げて、広く声を拾っていただいているように思っております。

もう少し、私ども代理人としましては、さまざまな出願人の代理をさせていただいておりますので、小さな声も拾っていただきまして、品質管理に生かしていただければと思っております。

また、審査の実施体制につきましてですが、意匠、商標に新しい制度が入った際に審査官に特別に研修など、大変充実した研修をされているということを拝見いたしました。ただ、結果としてまだ新しい商標などもあるべき結果が出ていないように思っておりますので、そういったことも結果として出していただければと思っております。

ありがとうございます。

○相澤委員長 ありがとうございます。

渡邊委員、お願いします。

○渡邊委員 今回初めて委員をさせていただきました渡邊でございます。

品質管理について、特許庁が取り組んでいるということは以前から存じ上げておりましたが、今回、委員になりまして、それを詳細に見せていただき、ここまできちんと取り組まれているということを、私も初めて知った次第でございます。

評価をするに当たり、いろいろな資料を拝見させていただき、多くの資料があり、それをさらに評価するということで、思いのほか、ものすごく時間がかかりまして、そのときとても感じましたのが、これだけ素晴らしい取り組みをされているんですが、日本のユーザーでさえまだそれをよく知らない、ましてや海外の方々はよく知らないという現状があるのではないかと思いますので、せっかくこれだけ素晴らしい取り組みをされているので、それをぜひ発信していただきたい。

発信する際に、ぜひシンプルな形で発信していただくということを心がけていただきたいと思います。例えば品質のポリシーから始まりまして、今さら私からこんなことを申し上げるのはよくないのかもしれないんですが、多少、複雑な印象を受けます。あれはいわゆる民間の企業で企業のポリシーとして掲げているものと同じようなものが、特許庁としては審査という観点でポリシーを掲げていらっしゃるかと理解しておりますが、もしそうだとすれば、民間企業のものと比べるとかなり複雑な表現になっているのではないかと感じております。

2つ大きな柱がありまして、実質的に質の高い、本当の意味で良好な審査を行うということと、それをきちんと情報発信していくということだと思いますので、その2本の大きな柱ということを意識してやっていただきたいと思いますと思っております。

あと、多少細かい点になるんですが、実際、審査をしているのは審査官になります。審査官の方々は、自分が日々やっている業務のことについて、どうなんだろうという評価を気にされると思うんです。品質管理ということでフィードバックされて、それは資料を拝見したところ、問題点があるところについてフィードバックされているのではないかとお見受けいたしました。もうちょっと幅広く、すばらしい審査をされている方も含めてフィードバックしていただいて、審査官の意識の向上にも役立てていただければと思っております。

あと、一つだけ評価の中で改善を要すにつけさせていただいたのが、商標のところでございます。資料を拝見したところ、ここ数年審査件数が非常に伸びていて、そういうトレンドだと思うんですが、加えて新しいタイプの商標など、新しい要素も加わり、そうであるにもかかわらず審査期間が長期化せず、さらに多少審査官数も減っていたのではないかと思います。つまり今まではかなりの御努力をされて今の状態を維持されていると思います。今後については、これ以上努力だけで現状が維持できるのかということ、なかなか難しいものがあると思います。できるだけ早期に、今後出願件数の増加であるとか、審査の自身の高度化にどう対応していくのか。もちろん、審査官の増員ということもあるんですが、それ以外の観点での補強も含めて検討していただければと思います。以上です。

○相澤委員長 ありがとうございます。

それでは、各委員の御意見につきまして、特許について、高岡品質管理室長からお願いします。

○高岡品質管理室長 皆様、御意見どうもありがとうございました。

まず、特許から御説明いたしますと、皆様に、この3年の取り組みを評価していただけていること、かなり着実に改善していると御評価いただけたことは大変嬉しく思っております。ありがとうございます。

まず、浅見先生がおっしゃいました品質管理の取り組みの結果の評価のフィードバックというところですが、ユーザーアンケートは重要だけれども、一般論になりがちであるので、ユーザーアンケートの結果のみならず、例えば審判による評価結果、あとは外国特許庁がP P HやP C Tを通して日本の審査をどのように評価しているか。例えば、どういう結果の違いがあるかとかいうところの取り組みをまとめて多角的に審査の質を評価して、それを公表して、それをユーザーの皆様と意見交換するということを御提言としていただきました。ありがとうございます。

確かにおっしゃいますように、ユーザーアンケートの結果などは、報告書という形でホームページに分析も含めて発表しまして、ユーザーの皆様からも意見を聞く機会を設けているところではあるのですが、ほかの取り組みにつきましても、それと同様にユーザーの皆様にお伝えして意見を聞く機会が設けられることができるかというのを、こちらでもどのような形がいいのかという検討を進めてまいりたいと思います。ありがとうございます。

そして、井上委員からおっしゃっていただきました、ばらつきを減らしての質の担保というのは、先ほど浅見委員からおっしゃっていただきましたユーザーからの評価、審判による評価、外国庁からの多角的な評価というフィルターを通しましたら、ばらつきの低減や質の担保には役立つと思いますので、私たちでもこのような多角的な面からどのように質の担保ができるかというのを検討していきたいと思っております。

井上委員から、そのようなばらつきを減らして質が担保できたＪＰＯの傾向、品質管理に関する改善傾向をスタンダードとして世界に広めていってもらいたいというのは、おっしゃるとおりであると思います。

私たちも、例えば外国の知的財産庁、ＥＰＯやＵＳＰＴＯなどと会合などを通してＪＰＯの取り組みは広めていっているところではありますが、まだまだ、アピールが足りないところもあるかもしれませんので、引き続き積極的に行ってまいりたいと思います。

次に、小原委員からいただきました審査官数の確保に関しては、御意見ありがとうございます。政府全体では定員削減の方針のもとで、増員が非常に難しい状況ではあるのですが、おっしゃるように他国に遜色のない審査実施体制を維持できるように、引き続き私たちのほうでも必要な人員の確保に努めてまいりたいと考えているところであります。

こちらに関しましては、高尾様からも御意見をいただきましたように、審査官にどれぐらいの負荷がかかっているのかというのを検討しながら、必要な人数を確保、あとはＩＴ環境をもっと整えて負荷をできるだけ軽減させてほしいという御提言も、私たちの方でどのようなことができるか検討させていただきたいと思います。ありがとうございます。

そして、戻りますが、古城委員の品質管理の評価の視点に手続保障という観点も入れてほしい、手続保障の観点というものを、審査官の中でもう少し理念を浸透させたほうがいいのではないかという御意見につきましてですが、私たちのほうでも、確かにおっしゃいますように、審査基準などでは審査の基本方針として出願人との意思疎通の確保に留意しつつ、効率的な審査をすることが挙げられておりまして、出願人の皆様に対して、いわゆ

る不意打ちとはならないように、必要に応じてコンタクトをとることも規定されております。

あとは、品質監査におきまして、手続面の観点を含めた監査を行っておりまして、修正が必要な場合は担当官にフィードバックして是正しているところであります。

このように、出願人の皆様に対して応答の機会を与えることに関する基本的な理念や方針は、審査基準や面接ガイドラインなどでも規定され、その重要性が周知されておりますが、もっとその趣旨を踏まえて審査実務が提供できるように引き続き取り組んでまいりたいと思います。

どのような形がもっと審査官に周知できるかということはこちらでも考えたいところではありますが、例えば研修ですね、現在、品質管理のテーマで研修を行っておりますのは審査官補や、上席審査官に対するマネジメント研修等で品質管理の取り組みの研修を行っておりますが、そこなどを通して審査官に周知させることを徹底してまいりたいと思います。

次に、近藤委員からいただきました、海外のユーザーへの発信が課題であるのではないかとおっしゃるのは、確かにまだまだ海外に、特に海外ユーザーの皆様への品質管理に対するアピールは不足していると、私たちの方も考えているところであります。

国内のユーザーへの皆様には、例えば企業コンタクトやセミナーなどを通して発信できているところもありますが、海外の皆様には、うちのリソースの関係もありますので、国内と同様とはいきませんが、どのような形であればより効率的、効果的に海外のユーザーの皆様が届くかというのを検討させていただきたいと思います。ありがとうございます。

あとは、本多委員と渡邊委員からもいただいておりますように、また品質管理の取り組みのアピールが不足しているというところで、特にホームページに関しましては、知らないユーザーの方もまだたくさんいらっしゃるので、ホームページのところにたどりつくまでがちょっと難しいのではないかとこのところでもあります。実は私たちのほうでもそのような課題をどうやって解決しようかというところで、11月ですが、JPOの品質に関する取り組みのパンフレットをつくらせていただきました。

こちらは中身としましては、渡邊委員からも御指摘をいただいているような、シンプルな形での発信ということで、中身はイラストのような形で、例えば協議を通して品質管理の取り組みをやっている、管理職チェックをやっているなどと、結構かわいいイラストで紹介させていただいております。

こちらの取り組みとともに、あとはユーザー満足度が上昇していますという話や、審査の質の向上のための御意見を受け付けていますということで、今、ホームページに御意見受付フォームというのがあるのですが、それをもっとユーザーの皆様にお知らせしたいというのがありますので、URLとともに、このようなタイプのフォームですという紹介はさせていただいております。

こちらは先月できたばかりでして、現在大阪で行っております巡回特許庁でパンフレットを配らせていただいているところですので、その効果がどれくらい出るか、今後、検証していきたいと思います。

最後になりましたが、渡邊委員からいただきました審査の質の取り組みとしまして、質がいい結果を出している審査官にもフィードバックしてもらいたいという御発言、ありがとうございます。こちらにつきましては、審査官に対しまして、例えばユーザーアンケートで、個別案件に関しても審査の質をお聞きしているのですが、満足という評価をいただいた案件につきましては担当官にフィードバックしております。

あとは、品質監査におきまして、何も問題が見つからなかったケースにつきましても、問題がなかったよというのを伝えるだけでも審査官としましては安心できる場所がありますので、それは肯定型のフィードバックという形で、審査官の一人ひとりにそういう場合はフィードバックさせていただいているところであります。今後も引き続き取り組んでまいりたいと思います。

特許は以上です。

○相澤委員長 ありがとうございます。

木本意匠課長、お願いします。

○木本意匠課長 ありがとうございます。忙しいお時間の中、非常に丁寧に分析をしていただきまして、感謝いたしております。個々の先生方の御指摘は、各評価の項目、内容、理由につきまして詳細に検討させていただき、引き続き品質の向上に努めたいと存じます。

特に、中條先生からいただきました手続の明確性、品質管理体制、検証のための取り組みについての御指摘は、非常に細かく精緻なものとなっております。手法の問題であるのか、審査官の配置や体制の問題であるのか、あるいは審査そのものの問題であるのか、多観点から分析を行い、引き続き勉強をさせていただきたいと存じます。

また、多くの先生からも言及いただきましたが、今、ID5、それからハーグ協定に加盟いたしまして、日本の意匠審査は国際的な場においても注目されているところでござい

ます。情報発信という点でも渡邊先生から御指摘いただきました。これからは、二国間だけではなく、ＩＤ５など、マルチの場においても各庁に対して、あるいはその各庁の背後にいらっしゃるユーザーの皆様にも向かって、日本の審査がいかにしっかり行われているか、あるいは品質に関してどのような努力をしているかを伝え、また、他庁でどのような努力をしているかなどの情報収集をし、情報提供や情報共有をしていきたいと思っております。また、それぞれ個々の改善点といたしましては、特許や商標、ほかの部門のやり方につきましても勉強させていただき、ますます検証していきたいと思っております。

以上でございます。ありがとうございます。

○相澤委員長 ありがとうございます。

佐藤商標課長、お願いします。

○佐藤商標課長 商標課長の佐藤でございます。

このたびは、中間評価結果ということで、各委員の皆様におかれましては評価をいただきましてありがとうございました。

特許と意匠と共通するところは割愛させていただきますが、商標に特化して、２つほどございます。まず、本多委員からご指摘いただいた新しいタイプの商標についてです。新しいタイプの商標は一昨年導入いたしました。導入に際しては、審査体制の強化ということで、審査官に対し音の研修や色の研修を実施し、万全の体制を敷いて審査を開始したわけでございます。具体的には７人の審査官からなる特別チームを組んで、そのチームが専念して審査を行っています。

最新の情報ですと、新しいタイプの商標につきましては、音、色、動き、位置、ホログラム、その全てのタイプを合わせまして、約１４３０件の出願を受け付けています。そのうち、登録査定となったのは１５６件です。確かに、音、動き、位置、ホログラムといったものについては既に登録査定が出ていますが、色商標についてはまだ登録査定が出ていないということでございます。色商標につきましては、登録した場合には非常に影響があるということで、かなり慎重に審査をしています。

色商標は、使用によって識別性が生じるということを前提に、登録になる可能性があるかどうかの審査をしていますので、実際の使用事実を立証していただくことが必要となります。審査ではこういったことを丁寧に出願人、代理人の方とやりとりをしているということで、ちょっと時間がかかっているところでございます。現在、出願されました１４３０件

のうち 1030 件ほどはファーストアクションが済んでおりまして、まだ未着手は 240 件程度です。したがって、結果はまだ出ていませんが、審査についてはどんどん進んでいますので、もうしばらくお待ちいただければと思います。

次に、渡邊委員からも、審査体制の強化についてご指摘がありました。出願が増えている中、新しい制度があって、実施目標があって、いろいろな負荷がかかっているのではないかと。今後、例えば審査官の増員といったことや、プラスアルファとして、その他の措置についても検討してはどうかという御意見をいただきました。誠にありがとうございます。

商標審査では、今年、新人 8 名を採用いたしましたし、定年退職した O B の方でも、まだまだ仕事ができるという方には、再任用という形で審査に貢献をしていただいています。新人については、来年も採用してまいります。なるべく優秀な人材を採用することと、首都圏の大学とか、関西の大学とか、その他地方の大学といったところで説明会や業務説明を行ったり、あるいは特許庁に来てくださる学生の方にも業務説明をして興味を持っていただくよう、積極的に採用活動もしてまいります。

また、商標の審査官の定員が減っておりますが、与えられた定員の中で、その定員を適切に管理していくことをまずやっていこうと考えてまいります。

最後にシステムですが、審査にはどうしても IT のサポートが必要になってまいりますので、今後もシステムの開発とか、あるいは今実施してまいりますけれども、アウトソーシングをしながら効率的に審査をやっていくといった努力を続けてまいりたいと思っております。

いずれにしても、審査体制の強化について、特に人員の確保は非常に難しい問題ですが、皆様からいただいた御意見は声援だと思って、頑張っけて体制を整えてまいりたいと思いますので、今後ともよろしくお願いいたします。

私からは以上であります。

○相澤委員長 ありがとうございます。

特許、意匠、商標のそれぞれの担当から説明がありましたが、何か御意見ございますか。

よろしければ、議論を進めたいと思います。なお、中間評価につきましては、年度途中ということでございますので、本日は取りまとめをしないこととしたいと思います。

中間評価に基づく実施体制・実施状況に対する改善提言について

( 1 ) 資料説明

○相澤委員長 中間評価に基づく実施体制・実施状況に対する改善提言について御議論いただきたいと思います。

資料について、事務局から説明をお願いします。

○高岡品質管理室長 では、議題3では資料5、中間評価に基づく審査品質管理の実施体制に関する改善提言をもとに進めさせていただきたいと思います。

資料5では改善提言をいただいております、その説明に関してですが、これは特許、意匠、商標の順に書かれておりますので、まず特許について御説明させていただきます。

まず、中間評価に基づく審査品質管理の実施体制に関する改善点について以下のとおり提案することと、1.評価項目 手続の明確性に関するものとしまして、先ほどの古城委員から御説明がございました行政手続、審判手続を通じた基本理念として適正手続の保障をより周知徹底してほしいという提言をいただいております。

そして、2.評価項目 審査実施体制に関するものとしましては、審査官数の確保が挙げられております。

3.評価項目 品質管理体制に関するものとしましては、3点ございまして、まずはニーズを聴取するユーザーのすそ野を広げて、広範なユーザーニーズに応じるための体制整備をしてもらいたいということ。あとは、審査官の質に対するモチベーションアップのための施策検討。3番目としましては、質を向上させるための全員参加の取り組みの検討が挙げられております。

4.評価項目 品質向上のための取組に関するものとしましては、2点ございまして、1番目は海外非英語文献の調査ツール及び体制の強化。2番目としましては、実体面のチェック。これは決裁のことだと思いますが、そこにおきます案件ごとの強弱の付与をつけることでしっかりとチェックを行う体制をつくってほしいというところであります。

5.評価項目 品質検証のための取組に関するものとしまして、特許庁内部での品質管理の取り組みの結果をわかりやすくまとめて公表し、それについてユーザーの意見を聞く機会を設けることとあります。

6.評価項目 審査の質の分析・課題抽出に関するものとしまして、こちらは2点あります。まず1つは、特許異議申立において使用された証拠の分析を通じて、特にサーチの適切性を検証する取組の推進。

そして、2番目としましては、今、品質管理のこちらの委員会の資料としまして、

資料１にありますように、結果と取り組みを区別して書かせていただいているのですが、これにつきまして、さらに深掘りをして、計画と実績を明確にした評価、見直しができるようにしてほしいというところがあります。

７．評価項目 審査の質向上に関する取組の情報発信に関するものとしたしましては、３点ありまして、まずは１番目にありますように、インド・ＡＳＥＡＮ諸国等におきます品質管理の取り組みを含めた情報発信を積極的に行って、これらの知財庁、外国での審査実務能力向上への寄与を図ること。

２番目としたしましては、特にアジア諸国におきますサーチ態勢の整備、充実。

３番目としたしましては、判断の均質性の向上など、ユーザー評価調査結果の分析を行って、これを日本特許庁の品質管理体制における成果として積極的に国内外に発信していくことがございます。

あとは、８．評価項目 ～ 全般におきましては、品質管理の手順としたしまして、改善を進める基本的な手順についてもうちょっと学習をして、改善活動を整備したほうがいいという御提言をいただいております。

次に、意匠のほうにまいりますが、特許と重複する提言に関しましては省略いたしまして、特に意匠に関して御指摘いただいている点を御説明させていただきます。

まず、１．評価項目 審査実施体制に関するものの２番目の項目にありますように、国際意匠登録出願に対応するための審査実施体制の充実・人的な補強・品質管理体制の強化があります。

２．評価項目 品質管理体制に関するものとしたしましては、１番目にありますように、品質監査の本格的実施に向けた体制及びシステム開発の整備が挙げられております。

３．評価項目 品質向上のための取組に関するものとしたしましては、２点ありまして、１つ目は協議の促進と審判決の情報共有。２番目としたしましては、審査官の経験年数や分野変更に対しまして、審査官の品質が横並びで担保できる仕組みづくりの検討というところがあります。

４．評価項目 品質検証のための取組に関するものとしたしましては、最初の項目にありますように、まず１つは国際意匠登録出願の審査に対応した品質監査など、品質管理の取組の充実が挙げられております。

もう一つ、最後の項目にありますように、調査結果などから把握したユーザーニーズを踏まえた審査基準の見直しの実施が挙げられております。

意匠に関しては以上であります。

最後に商標につきましては、特許、意匠と重複する提言については省略し、商標に特に御指摘いただいている点を御説明させていただきたいと思います。

商標の１．評価項目 手続きの明確性に関するものとしたしましては、２番目の項目にありますように、新しいタイプの商標に関する実体審査マニュアルの充実とユーザーへの公表が挙げられております。

２．評価項目 審査実施体制に関するものとしたしましては、まず１つ目の項目にビジネス環境の国際化や、その進展の速度も速まっている状況で、そのような国際化に耐えられる十分な審査体制の構築が挙げられております。

次に御紹介いたしますのは、２つ下がって３つ目の項目のＦ．Ａ．期間も大事であるが、拒絶理由の品質の維持・向上のほうが大事であるというところがあります。審査官の体制を変更することによって質が悪化しないよう、バランスを考慮した体制の維持・向上を検討してもらいたいというのが挙げられております。

最後は、４番目にありますように、新しいタイプの商標は、一部の識別力ある言葉等との結合商標を除き、いまだ登録の実績がない。新しい制度の活用を希望するユーザーの期待を裏切らないような審査の実行をしていただきたいということが挙げられております。

３．評価項目 に関しましては、特許、意匠と重複しますので省略させていただきます。

その下、４．評価項目 品質向上のための取組に関するものとしたしましては、まず１番目、重要案件の協議の促進と審判決やマスコミを含む外部意見の情報の共有化が挙げられております。

２番目としましては、商標の識別性の判断及び類似性の判断のより一層の明確化をしてほしいということ。

３番目としたしましては、ニース国際分類は、毎年の見直しに加え、今年の会議では類の変更その他が行われたので、類の変更に対応した新しい商品・役務の理解を助けるような研修の工夫が提案として挙げられております。

その次にまいりますが、あとはユーザーニーズを踏まえた商標審査基準の見直しも挙げられております。

最後になりますが、５．評価項目 品質検証のための取組に関するものとしたしましては、２つ目の項目にありますように、こちらも品質監査の本格実施に向けたシステム開発の整備が挙げられております。

以上、委員の皆様からいただいております提言を踏まえながら、特許庁といたしましては、今年度の残りの取り組みと来年度の取り組みの策定を行っていきたいと考えている次第です。

以上です。

○相澤委員長　ありがとうございました。

## ( 2 ) 討議

○相澤委員長　説明がありました中間評価に基づく実施体制に関する改善提言につきまして、各委員から御意見をいただきたいと思います。

渡邊委員、お願いできますか。

○渡邊委員　先ほども具体的に既に申し上げてしまったんですが、私から申し上げたいところは、情報発信のところと審査の質の向上というところです。商標について先ほど御説明いただきましてありがとうございます。

ただ、私が外から拝見していて懸念されるのは、ここ数年、今おっしゃられたような状態で、御努力により質も担保され、審査期間も長期化することなくやられていると思います。今後さらに出願件数が増えていくかと存じます。その傾向を踏まえますと、今までの努力の体制だけでいいのかなという懸念があります。

それは、将来に対する不安を今のうちに検討しておくことがリスクマネジメントの面から非常に重要かと考えておりますので、出願件数のさらなる増加ですとか、審査の中身がより進化して難しくなるということへの対応の手段を検討し、またそれを実際予算取りして実行するまで多少時間がかかるかと思っておりますので、早目にそれを検討して、要するにこういう手段があり、こういう場合にはこれぐらいの予算が要るとメニュー出しをしておけば、もし、そのようになったときにすぐさま対応できるかなと思っておりますので、リスクマネジメントの観点から検討していただければと思っております。

あとは、審査のばらつきということが三法共通してユーザーアンケートの中で一番懸念され問題点として挙げられているのではないかと思います。ばらつきを全くなくすることは不可能と思いますが、なるべくばらつきをなくす、それも高い審査レベルにおいて審査官ごとのばらつきをなくすことが、私の意見ですが、日本の特許庁が目指すべき品質の高さに最もつながるのではないかと考えております。

それをなくすためにどうすればいいのかというのは、既にさまざまな取り組みをなされていらっしゃると思いますが、品質監査においてできるだけ全員の審査官が１年に１回、通常の業務の中でやられている審査長等のチェックとは別に、全く別のところでチェックを受けることがあると、審査官の緊張にもつながりますし、フィードバックにもつながりますし、ばらつきということで毎年やれば何らかのタイミングで拾っていくことができると思いますので、それをやっていただければと思っております。

以上でございます。

○相澤委員長　ありがとうございました。

本多委員、お願いします。

○本多委員　最初、意匠につきまして審査体制の強化ということを挙げさせていただきましたが、他の特許、商標と比べまして意匠は出願件数も少ないことは確かでございますが、新しい制度、ハーグ協定に入りましたことを考えますと、もう少し人員も確保して強化していただいて万全の審査体制で臨んでいただくほうが、私たちユーザーとしても安心して臨めるという感想を抱きました。

また、商標に関してですが、こちらはユーザーの方から言われていることでございますが、登録事例などを拝見いたしましても、なかなか新しい制度を入れたと言い切れるような登録事例が見受けられないという声も伺っておりますので、ぜひ新しい商標の典型的なものの登録をお待ちしております。

審査のばらつきにつきましては、もちろんそれはないほうがよろしいかと思いますが、商標におきましては、識別性・類似の判断の際に、机上の審査において商標と商標を机上の上で比べるということと、審判、知財高裁などに上がりましたときに、さまざまな取引実情の実際の使用例など、証拠が出てから比較した場合と、大変事情が異なってくるかと思えます。それをばらつきと捉えるのか、それとも個別の事情と捉えるのか、そういった結果だけでは見られないようなもの、中身なども十分検証をいただいて判断いただけるほうが、特に商標に関しましてはそういう審査を望んでいる声も聞いておりますので、ぜひよろしくお願いいたします。

○相澤委員長　ありがとうございました。

中條委員、お願いします。

○中條委員　３つとも同じ改善提案をしております。それぞれで違っているところはお互い学び合って進めていただければいいかなという意味で、共通項のみを指摘させていただ

きました。

改善提案の1つ目は、評価項目 の品質管理体制のところについて、全員参加という話を書かせていただきました。全体的な傾向として、改善活動を着実にやられていてだんだんよくなってきていると認識しています。ただ、この段階で問題になるのは、改善活動にみんなが嫌気をさすか、ますますやろうという気になって頑張るかで、それが勝負の分かれ目になると思います。そういう意味で、みんなが積極的に参加できる体制をぜひ考えていただければと思っております。

それでは、どうするのだと言われたときに、一つ考えられるのは、チームによる改善活動の推進です。一人だと難しい問題・課題でも、いろいろな人が協力することで解決できることが少なくありません。活動に取り組む中で相互啓発をはかることもできます。チームによる改善活動を組織的に推進することを考えていただいたら良いのではないかと思います。

もう一つ考えられるのは、改善を行う、成功するためには、能力がないと難しいので、品質管理教育、特に改善活動の進め方に関する研修を計画的に実施することです。以上の2点をぜひ考えていただければ、全員参加が促進されるのではと思います。

提案の二点目は、評価項目 の課題の抽出についてです。実は今回驚いて、資料を見せていただいたのですが、結果と取り組みをちゃんと区別して報告いただいています。これはすごい進歩だと思います。結果とプロセスを区別するというのは品質管理では当たり前のことですが、これができるようになったというのは大きい進歩だと思います。

そこで、これをもう一步進めて、結果と取り組みのそれぞれについて、計画と実績を区別して考えていただければと思います。結果についても計画と実績があると思いますし、取り組みについて計画と実績があると思います。ここが区別できると、どこが悪いということがかなりはっきりわかるようになります。ぜひそういう視点で課題の抽出を進めていただいたら良いと思っております。

提案の三点目は、資料では評価項目 ~ 全般と書いてあるのですが、これは実は、と 、改善活動のところだと思っていただけたらと思います。改善活動をまとめられる際に、ここでは改善を進める基本的な手順と書いてありますが、いわゆるQCストーリーと言われるものがあります。活動をこの手順に従って整理をしてみると、自分たちの改善活動のどこがよくてどこが悪いかがよくわかると思います。ぜひ検討していただけたらと思います。

以上です。

○相澤委員長 ありがとうございました。

高尾さん、お願いします。

○長澤委員代理（高尾） 要員につきましては、ほかの委員の方からもいろいろと御意見が出ていますので、そこについては省略させていただきます。

先日申し上げましたように、こちらの審査の実務の実態を見学させていただきまして、そのときに調査のやり方、審査のやり方を見せていただきました。審査官が審査した後のフローについてお聞きしたところ、「これは審査長が決裁します」と。「全部なんですか」と聞くと、「全件です」と聞いて、実は企業としては驚きです。私どももＪＰＯさんでも拒絶理由が 5000 件、アメリカで 7000 件、その他を入れると拒絶理由だけでも 2 万件、出願が全世界で 1 万数千、特許になるのも年間 1 万件を超える件が許可になっておりまして、理想的には管理職が全件チェックするというのが望ましいのですが、残念ながらそれはできておりません。

どういうふうに行っているかと申し上げますと、基本的には全件を見るのは課長代理クラスが全部見る。重要なものについては課長が見る。企業上かなり影響があるだろうと思われるものは部長が見るというように、重要度に分けて中身の实体チェックを負荷分散しております。

ＪＰＯさんのほうで、大事な件とそうでない件を判断し、見るか見ないか、判断していただくのは少し難しいだろうなと思いますし、ボリュームがある件とない件という切り分けで選択と集中を行っても意味がないと思いますが、コメントでも書かせていただきましたが、例えば審査をされている審査官の方々が自信を持って起案できたものとそうでないものとを切り分けて選択と集中を行うことはできるのではないかと考えます。そのような切り分けができると、上司の方、管理職の方と相談すべきものはしっかり相談してチェックをしていただくことが可能になると思います。審査官が自信がある件については、上司の方も簡単なチェック(決裁)で済めば、中身に踏み込んだチェックが必要な件に対して、管理職の方が入れるのではないかなという思いで、こういう改善提案を書かせていただきました。あと、今申し上げたことは特許、意匠、商標いずれも全件、管理職の方がチェックをするとお聞きしました。

あと驚きましたのが商標です。新商標である音の商標の審査を見学させていただきました。ここを審査されている方はまさにプロフェッショナルで、絶対音感をお持ちの方で、

見本である音符と添付されている音楽ファイルとを聞いて、その一致不一致が聞くだけでわかるというすごい特技をお持ちでした。先ほどお聞きしましたところ、現時点ではまだ新しい商標は 1000 件程度だということですが、もし出願件数が増えてた際に、その審査は誰にでもできる審査ではないと思いますので、絶対音感等の特殊な能力が必要な審査をするリソース、要員をそれなりに確保しておかないと、ユーザーニーズが高まったときに付け焼き刃では対応できないのではないかと懸念致します。少なくとも私のような者では全く審査できませんので、そういうことはお考えいただいたほうがいいのかなと思っております。

もう一つ、商標、意匠いずれも、文字のものもありますが、図形に關しての審査を拝見したところ、もちろん検索はできているとお聞きしたんですが、その検索のもとになっているのは、外注で出した、人が丸や四角やクマなどの形に基づいてタグをつけているということです。私はクマモンの審査の実例を見せていただいたのですが、図形でマッチングしているのではなく、事前に人間がその商標の形や色を判断し、クマや三角や赤等のタグをつけ、そのタグに基づいて検索をされていました。

今、図形というのは IT を使って図形のマッチングができるようになっていきますので、ぜひそういう IT をしっかり使って審査の効率化を図っていただければと思います。特許庁内での内部業務においては既に導入されていると思いますが、現実の審査にも IT をお使いになって、審査の効率をさらに高めていければ、審査官の負荷も幾ばくかは軽減され、より高い質の審査ができるのではないかなと思ひまして、このような改善提案をさせていただきました。

以上でございます。

○相澤委員長 ありがとうございます。

近藤委員、お願いします。

○近藤委員 提案させていただいたことについては、高岡室長が言われたとおりですので余り追加することはないんですが、1 点、非英語文献の調査ですがどれぐらいやられているかよくわからないのでこういう形になっているんですが、EPO の資料からいくと、アジアオリジンのサイテーションが年々ふえてきていますという情報もあるので、中国と韓国と書いてありますが、そういうのもサイテーションとして使っているというのがあるので、どれぐらい見習うかというのがあるんですが、審査の質を維持するためには、近い将来取り込むような体制をつくるべきかなということで提案させていただきました。

以上です。

○相澤委員長 ありがとうございます。

古城委員、お願いします。

○古城委員 申し上げました内容についてはもう取り上げていただきましたので、特に申し上げることはございません。改善提案とも何も関係のない私の素朴な疑問ですが、今、特許庁からの情報発信とか、海外への情報発信ということで、特許も商標も意匠も、多分同列でおっしゃっているのだと思ったのですが、特許は確かに各国制度が共通しているので、情報発信をして、うちのＪＰＯではこんなにきっちりとした審査をしていますと言うことにすごく意味があるのだろうなと思うのですが、例えば意匠ですと、制度が各国で大きく違っていて、無任審査の国がある状況の中で、日本の特許庁は意匠についてこんなにしっかりとした審査をやっているという発信をすることがどういう意味があるのかなというのは、私、よくわからないところがございます。

申し上げたいことは、それぞれの分野でそれなりの事情があるので、それなりの事情に応じた海外発信であるとか、審査体制の強化とか品質管理とかいう視点がもう少しあってもいいのかなということで、きょうお話を伺っていると、みんな横並びでそれぞれの部分が競い合って頑張っているという感じにちょっと受け取れましたので、そこまで頑張る必要はないのではないかという感想でございます。

○相澤委員長 ありがとうございます。

小原委員、お願いします。

○小原委員 審査官の品質管理に関する研修や、審査官による日々の協議などを通じて得た知識をもう一步飛躍させて、審査官一人ひとりが審査の品質についてどのような審査を行うべきなのかを。個々で積極的に考えるような、そのような審査官のモチベーションをアップさせる施策の検討をお願いしたいと思います。言うは易しということは重々承知しておりますが、例えば事務所の場合にも私たちは高度な技術を扱っておりまして、審査官も同様に一つ一つ異なる、高度な技術を対象に審査をされています。それはどういうことを意味するのかというと、「審査官個々の能力を最大限に生かす」ということが審査の質を向上させるために非常に重要であると思うわけです。

ではどのような施策があるのかということを示すのは難しいことですが、私どもの場合で言いますと、事務所でも一つ一つ仕事をしますと、クライアント様から１年に一度評価をいただいて、賞状なり何なりをいただくということがございまして、そういう

こと一つとっても大変嬉しいことであります。審査官においても同様であって、審査の内容が他者から認められることで日々の業務をもう少しずつ楽しくやろうというような意識も持たれると思いますので、そのようなモチベーションを上げる施策をお願いしたいと思います。

それから、ユーザー評価の調査結果に非常に顕著な効果として、判断の均質性の項目について、1年で満足及び比較的満足が約8%向上したことが挙げられます。これは非常にすばらしいことだと思っていますので、ぜひどうして向上したのかということの分析と、その分析を特許庁様が国内外のユーザーに情報発信していただくこと、そしてその発信も含めてアジア地域を初めとする外国庁との協力体制を強化していただく、日本特許庁様の審査品質がどれだけ向上して世界一なのかということを示していただきたいと思います。

それから、商標にまいりまして、先ほど言及いただいたとおりですが、商標の識別性とか類似性の判断をより一層明確にしていきたいと思います。特に、新しいタイプの商標に関する実態、審査マニュアルの充実を図っていただくことと、そのマニュアルの充実が図られた際には、ユーザーにも公表していただいて足並みをそろえるということをお願いしたいと思います。

特に、色彩のみからなる商標、単一色の商標についてはどのような審査が今後行われて、例えば識別性に関しても商標法3条2項の適用はどのようなになるのか、そのようなことについてユーザーも知りたいと思っておりますので、その事例なども含めて開示していただけますと大変助かります。よろしくお願いします。

○相澤委員長　ありがとうございました。

井上委員、お願いします。

○井上委員　ありがとうございます。

2点課題というか要望を申し上げたいと思います。先ほど小宮長官もおっしゃってられました日本企業で今IoTですとかAIですとかロボット、ここら辺のイノベーションのスピード感が非常に早まっております。なので、技術革新に対して制度が間に合わないとか審査が間に合わないといった事態は日本企業にとって最大の不幸だと思いますので、例えば審査官の増員は当然ということ、要するに量的拡大に加えて審査官の最新技術に対する専門性を高める教育ですとか、そこら辺の質的拡大、量と質の両方の拡大をお願いしたいと思っております。

もう一点が、たしか特許庁では今年9月に地域知財活性化行動計画を策定されたかと思

います。これは多分、地域の中小企業の知財を通じたイノベーション創出だと思いますが、これほど審査の質ですとかばらつきがなくなった、要するにこれは企業でいえばいい製品をもっと買ってほしい、要するに中小企業で使ってほしい、ここら辺にどうにかつなげていただきたいと。そこら辺、一つが情報発信かと思いますが、新聞の宣伝をするつもりはないんですが、メディアをもうちょっと上手に使っていただければと思います。そうなので、情報発信としてはグローバルというのが当然のことである、もう一つ、中小、ローカルな情報発信に期待したいと思っております。

以上です。

○相澤委員長 ありがとうございます。

飯村委員、お願いします。

○飯村委員 品質管理あるいは品質向上という切り取り方をしますと、先行技術の漏れがないようにということを機運に集め出すと、どんどん従来と同じ基準であると厳しくなるという傾向があるかと思えます。

今、井上委員からも御指摘があったように、新しい技術や新しいイノベーション、AIやIoTとかいうものに関連してだと、従来技術と、見方をちょっと変えると同じようなものが出てくるんですが、その中で新しい知恵とか新しい工夫が評価されるような、それを品質管理でということで考えていくとなかなか難しいかもしれませんが、そういうような観点が入ればいいなという印象を持っております。こういった像にするかについては、よくわからないところがあります。

それから商標ですが、先ほど御説明がありましたように、新しいタイプの商標というのは、世界的なトレンドで進んでいっているということで、日本もいろいろな新しい結果が生まれてくることがすごくインパクトがあるんだと思うんですが、商標権は性質的には永久権でございまして、例えば色について、いまだに肯定しているというか、権利を与えているものはないということですが、それは当然じゃないかなと。

例えば、一色に関してはそういうような気持ちがありますので、権利の強さとか、権利そのものをとらない、権利はとっておいて実際に行使することは不正競争防止法で行使するのに決まっているので、そういう実態も踏まえて審査で念頭に置いていければありがたいなと思います。

意匠に関しても、同じような感想を持っております。全体としてのコメントでなくて大変申しわけないんですが、そのような感想を持っておりました。以上でございます。

○相澤委員長 ありがとうございます。

浅見委員、お願いします。

○浅見委員 先ほども申し上げましたが、ここ数年、品質管理の施策が非常に充実してきていて、かつユーザーアンケートの結果も着実に向上しているということで、大変いい傾向だと思います。ただ、これだけの施策を実施されていることについて、私どもでもなかなかイメージがつかみにくく、例えばチェックする案件の数を増やしたということはわかるのですが、全体像が見えないところがありますので、もう少し変化がわかるような形で取りまとめて公表していただければと思います。そうしますと委員としても評価がしやすくなりますし、ユーザーと意見交換をして改善提案を求めるときに何をしてほしいかを聞きやすくなるのではないかと思います。

次のステージに進んでほしいというのが正直な要望でして、先ほど申し上げましたように、審判結果、特に昨年から始まりました異議申立ての結果から、サーチの不足というところが見えてくるのではないかと思います。その結果を使って、今後どういうところにサーチを注力していくべきなのか、外国語文献のサーチが足りないのか、あるいはそもそも日本の特許文献のサーチが足りないのかといったことがわかんと思います。そういった結果を、多分特許庁では分析されていると思いますが、何らかの形で情報発信をしていたくとともに、例えばデータベースのどういうところを充実させていくとか、あるいはこの分野ではこういう文献を見なくてはいけないとか、次の施策を考えていただきたいと思います。また、PPHのように外国特許庁が日本の特許庁の結果を見て審査をする場合に、その外国特許庁の審査結果をフィードバックして、日本の特許庁は何が足りなかったのかを分析するといったことも今後進めてほしいと思います。

情報発信という観点では、A S E A Nを初め、日本の特許庁はアジアの特許庁にかなり情報発信をされていて、P P Hやそれに似たような仕組みで日本の企業がアジアの国々で権利をとりやすくするような施策を前向きに進めていると感じております。

そのときに、審査の指導もして、どうして審査基準が必要なのかとか、審査においては一人よがりにならずに協議をしたり決裁でチェックをしたりするのが重要なのかということも含めて指導していただいて、アジアの特許庁のレベルを高めていただければと思います。そうすれば、日本の企業が安定した権利をとることができると思いますので、そのあたりに力を入れていただければと思います。

以上です。

○相澤委員長 ありがとうございます。

それでは、いただきました御提言について、高岡品質管理室長からお願いします。

○高岡品質管理室長 どうもありがとうございました。

時間もございますので、ちょっと手短にお話しさせていただきます。まずは渡邊委員からいただきました審査のばらつきに対する懸念ですが、ばらつきというのはブラックボックス化しているところから生じるものだと思うのです。例えば、判断のブラックボックス、サーチのブラックボックス、そういうところを品質管理の取り組みで徐々に透明化していきたいと考えているところです。

今年は、特にサーチに重点を置いた協議をやっておりまして、協議において自分のサーチ履歴、サーチ式を協議する審査官とともに共有しながらここが足りないのではないか、ここを追加したらいいのではないかとということも含めて協議を行っております。そのような形でサーチや判断の過程も透明化するというところで、ばらつきが徐々に是正されるように行っているところでありますので、引き続き施策効果を検証してまいりたいと思います。

あとは、中條委員からいただきました品質の取り組みに対して全員参加できる体制を考えてほしいという御要望ですが、こちらは小原委員のモチベーションアップともつながるところがあると思います。現在、品質管理といたしましては、品質週間的なものではあるのですが、期間を定めて審査室全体で集中的に意見交換を行うことや、あるいは品質管理室から広報誌も発行しております。

そして、今年は審査の取り組みで、各審査室の取り組みを全審査官に紹介するという取り組みを行っておりまして、そのようなことを通して、全員参加を取り組んでいっているところでありますので、引き続き効果を見ていきたいと思います。ありがとうございます。

あと、高尾様からいただきました決裁に関するリソースを考えての重点的な決裁というところですが、管理職、決裁する者が決裁する際に、特に見逃しやすいポイントなどは品質管理室の方から、決裁ガイドラインという形でお知らせいたしております。

管理職はそれに沿って決裁をしながら、ここは見逃しやすいポイントだなというのは理解していると思いますし、また間違いやすいポイントというのは、決裁ガイドラインにて追加更新をしております。品質管理室から適宜情報更新を行って、より漏れの少ない決裁を目指してまいりたいと思います。

あと、近藤委員からいただきました非英語文献のサーチにつきましての御意見ですが、

こちらにつきましては中国語、韓国語の特許実用新案文献の全文を日本語で検索できる中国韓文献翻訳検索システムというのがありまして、ここにおきましてデータベース中の誤訳や機械翻訳で翻訳不可とされた語句に訳語を当てて翻訳の品質向上に取り組んでおります。特に、中国語の翻訳につきましては、1年当たり10万の新しい語句を追加するなどの辞書機能の充実化をしておりますし、作成した辞書を校閲することでさらなる充実化を目指しているところでもあります。

また、ドイツ語につきましては、庁内の特許文献等の検索システムに連動した翻訳システムのプロトタイプを試用版をリリースしているところであります。

そして、内外乖離分析。これは外国庁との結果の乖離の分析をしているのですが、こちらの分析を通じて得られた他庁の調査範囲に関する情報も品質管理施策の策定の参考としております。私たちのほうでも非英語文献のサーチにつきまして今後の課題と認識している最中でありますから、他庁の調査状況に関する情報収集なども行いながらサーチの質の向上に注力していきたいと考えております。御意見ありがとうございます。

あと、井上委員、浅見委員からいただきました情報発信のところですが、グローバル、そしてローカルという情報発信、いろいろな形式の情報発信があると思いますが、特許庁は伝えているつもりであっても伝わっていない場合があるのではないかと私たちも認識しています。ですので、どのようにしたら相手により伝わるか、ユーザーの立場に立った情報発信のあり方を今後検討させていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

特許からは以上です。

○相澤委員長 ありがとうございます。

木本意匠課長、お願いします。

○木本意匠課長 ありがとうございます。

まず、共通の課題につきましては、意匠制度の独自性等もございしますが、商標、特許の皆様と一緒に、さらに充実できるように今後も検討していきたいと思っております。

次に、意匠への御指摘事項について答えさせていただきます。まず、古城委員から、意匠制度は国際的には多様性があるので、日本の品質を海外にPRすることにどのような効果があるのかという御指摘がございました。ヒアリングベースの内容でございしますが、欧州企業のなかには自国の無審査による意匠権だけでなく、日本の審査された安定した権利を取得することに非常にメリットを感じているということを説明する企業が多くござい

す。

さらに、まだ予測値でございますが、昨年 2015 年 5 月にハーグに入ったことも影響し、本年 2016 年は、約 5 % 弱、海外からの日本への出願が増加するのではないかと数値が出ております。また、東南アジア諸国におきましては、審査をしている国、あるいは審査をしていない国もありますが、特に審査国においては、日本の審査結果を見て安心して自分たちも審査を行っているという審査官の話も、直接聞いております。

御指摘のように、意匠制度は多様性が多くございますが、今後、特に手続の点におきまして、また協調も進んでいくものかと存じます。多様性と共通性を見据えた調和、その両方に配慮しながらよりきめ細かい情報提供をしていきたいと考えております。このように、今、日本の審査あるいは意匠権の品質は他国においても非常に注目されており、今後も世界をリードしていくべきものと認識しております。

本多委員から御指摘がありました審査体制の強化につきましては、政府全体における定員削減の方針などありまして、非常に厳しい状況ではございますが、今申し上げましたように、国際的な状況を見据えて、遜色のない意匠権を設定できるような審査体制を維持したいと存じております。

そのために引き続き必要な人員の確保、あるいはシステムの開発や分類の整備など、総合的に努力をしていきたいと思っております。

次に、中條委員から御指摘がありました、品質管理への全員参加の必要性についてです。まさに今その時期に来ているのではないかと考えております。品質管理のあり方については、先生方のこれまでの御指摘や御検討などを通じて、一定の形が形成されつつあります。ぜひこれをすべての審査官の課題や目標とし、審査官の矜持として共有化ができればと思っております。

最後に、井上委員から地方の重要性について御指摘がございました。日本の意匠登録出願は、出願人数で申しますと約 7 割強が中小企業からのものとなっており、地方からも多くあります。したがって、出願人とのコミュニケーションは常に重要視しております。幸にも、今回のユーザーアンケートでも出願人様とのコミュニケーションが非常に良いという評価をいただいております。引き続き、きめ細やかなそれぞれの出願人様の状況に合わせたコミュニケーションを心がけていきたいと存じます。

以上でございます。

○相澤委員長

佐藤商標課長、お願いします。

○佐藤商標課長 ありがとうございます。

いろいろ改善提案をいただきました。ありがとうございます。まず、三法共通のものについては、時間がございますので、割愛させていただきます。

商標特化で御指摘いただいたところについてお答え申し上げます。まず、渡邊委員からは、先ほどもありましたが、審査体制の確保ということで、今まではある程度努力でやってきたということ、まさにこれはある意味事実でございます。今後、おっしゃるとおり、リスクマネジメントの面からもすぐに対応できないことが多々ありますので、なるべく早目に庁内で検討しまして、対応策を検討してまいりたいと思います。まさに渡邊委員の御指摘、応援だと思っております。本当にありがとうございます。

それから、本多委員からは新しいタイプの商標について早く結果を出すということで、これは先ほど申し上げたとおり、今、鋭意7名の審査官が審査をしておりますので、もうしばらくお待ちいただければと思います。

一方、飯村委員からも、例えば色商標につきましては永久権ということで慎重に審査をすべきということだと思いますが、そういった観点からも少しお時間をいただいているということでございますので、御指摘は賜りました。

本多委員からは、識別性や類似性についてのバラツキに関する分析についてご指摘をいただきました。要は、審査で判断する場合と、審判あるいは知財高裁といった実際の事件で判断する場合の違いがバラツキなのか個別の案件の判断なのかということで、それはおっしゃるとおりだと思いますので、そちらは仮に審判で覆審されるという、覆審率だけではなくて、内容面もちゃんと見てしっかり分析してまいりたいと思っております。商標の場合、いつでも補正できますし、審判の中で、審査で出てこなかった資料とか証拠とか、いろいろ出されるケースもございますので、そういったものもしっかりと踏まえて、バラツキなのかどうかということを見極めてまいりたいと思っております。

それから、高尾様からいただきました音商標の審査に関するご指摘については、商標の審査官に絶対音感がある者が2、3人いたということで、これは非常に幸運だったわけです。多分、音商標については今後もその出願傾向は続くと思いますので、今後も新規採用に当たっては、音楽経験の有無等も踏まえるべきかなと思っておりますが、これは今後の検討課題とさせていただければと思っております。

図形商標のタグづけはまさにおっしゃるとおりでございますので、今まさにそういったも

のをITを使ってできないかといった検討を始めたところでございますので、しっかりコメントを受けまして検討させていただければと思っております。

それから、小原委員から、新しいタイプの商標について、識別性、類似性の判断の明確化、マニュアルの充実化、さらに、こういったものの情報発信について言及がありました。が、これは当然、今、私どものほうでもマニュアルを作っておりますので、その情報発信をできるものについては随時発信してまいります。

商標関係は以上になります。ありがとうございます。

○相澤委員長 ありがとうございます。

改善提言に関しまして、補足的な御意見はございますか。

渡邊委員、どうぞ。

○渡邊委員 情報発信の観点ですが、木本意匠課長からも御説明いただきました。意匠は大きく分けて実体審査をやっている国、やっていない国がございます。ユーザーから見ますと、権利の安定性、または有効性を見るためには、審査国での結果は非常に有効です。

今はどのような企業でも、ほとんど自社の商品だったりサービスであったりそれがグローバルに使われる時代ですので、どこか一国だけということはないかと思えます。ヨーロッパから見ますと、例えばマーケットとしてはもちろん中国のほうが大きいけれども、日本のマーケットは小さいが、それでも日本の特許庁の審査結果を知っておきたいというのは非常に有効な情報なのではないかと思っています。

なので、そういう観点から見ますと、例えばヨーロッパの企業であってもそのことを知らない企業がまだまだたくさんあると思えますので、そういうところにきちんとアピールをしていくということと、もちろん国によって審査の中身が違うんですが、例えば新規性の観点からいえば、そこはほぼ世界共通なので、サーチ結果の提供とか情報提供を情報発信とうまく組み合わせることによって、もっともっと世界のユーザーに使っていただける官庁になるのではないかと考えております。

○相澤委員長 ありがとうございます。

まだ、御意見もあろうかと思いますが、最終回ではございませんから、次回に向けまして、御意見がありましたら、事務局にお送りいただきたいと思います。

各委員からいただきました評価、改善提言につきましては、これからいただきます御意見も踏まえまして、来年度の計画の策定に生かしていただきたいと思います。

## 今後のスケジュールについて

- 相澤委員長 今後のスケジュールにつきまして事務局から説明をお願いします。
- 高岡品質管理室長 今後の予定につきましては、次回の委員会では年度を通じた最終評価と、それに基づく改善提言について御議論いただき、報告書の案についても御審議いただく予定であります。開催は3月を予定しておりますが、具体的な日時につきましては、別途事務局からお知らせさせていただきます。

なお、本日の配付資料につきましては、机の上に残していただければ後日郵送させていただきますので、よろしくお願いいたします。

- 相澤委員長 ありがとうございました。

よろしいですか。

以上をもちまして産業構造審議会知的財産分科会平成28年度第1回審査品質管理小委員会を閉会いたします。

本日は長時間にわたりまして御審議いただきありがとうございました。皆さん、どうぞよいお年をお迎えくださいませ。

閉 会